



**マイナンバーカード 土・日曜
受取専用臨時窓口を開設**

臨時窓口開設日（市役所1階総合窓口センター）

1月10日㈯・16日㈰・24日㈰・30日㈰、
2月13日㈰・14日㈪・20日㈰・28日㈰、
3月6日㈰・14日㈰・20日㈯・祝・28日㈰

*いずれも午前9時～午後3時（カード交付のみ）

要 約 約 予約専用ダイヤル（■63-7160）
※平日午前8時30分～午後5時15分

マイナンバーカードに関するお知らせ

- ▶マイナンバーカード未取得者を対象に、地方公共団体情報システム機構から、1月以降に申請書（QRコード付）が、再送付される予定です。
- ▶申請サポートは、12月21日㈪以降、市役所1階のロビー（特設窓口）から総合窓口センターに場所を移して実施します。
- ▶マイナンバーカードが自宅で受け取れる郵送交付の受付は12月18日㈮で終了します。
- ▶マイナポイント手続きはお早めに（カード申請とマイナポイント手続きは同時にできません）。

**⚠️ 申請にかかる窓口は混雑するため、
時間に余裕をもってお越しください。**

■総合窓口センター ■63-7160



**「認知症の人と家族の会」
つどい・交流会を開催**

日時 12月22日㈫ 午後1時30分～4時

場所 伊賀市役所（伊賀市四十九町）

対象 認知症の人とその家族 参加費 200円

※家族の会会員は100円。申込不要。認知症の人が参加する場合は、事前に問合せ先へ

■地域包括支援センター ■63-7833



**市営住宅（中川原・夏見）
入居者を募集**

入居募集住宅 中川原市営住宅／2戸、

夏見市営住宅／1戸

申込期間 12月17日㈫～24日㈫ 午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日は除く）

○申込書は、市の指定管理者（伊賀南部不動産事業協同組合／鴻之台2・19）で配布。申込資格など詳しくは、問合せ先へ

■伊賀南部不動産事業協同組合

■48-6311



**みえミュージアムセミナー
移動講座「壬申の乱と斎宮」**

日時 令和3年1月17日㈰

午後2時～3時30分

場所 防災センター（鴻之台1）

講師 天野 秀昭さん（斎宮歴史博物館）

定員 80人 ※先着順。参加無料

申込 12月14日㈪～1月13日㈫に、電話またはメール、ファクスで「壬申の乱と斎宮」住所、氏名、電話番号を記入し、問合せ先へ

■文化生涯学習室 ■63-7892 ■63-9848

✉ syougaigaku@city.nabari.mie.jp



**高齢者活躍人材確保育成事業
きちんと片づけ&掃除講習**

日時 令和3年1月14日㈫・15日㈬

午前9時30分～午後3時30分

場所 シルバー人材センター（丸之内）

定員 10人 申込期限 12月18日㈮

○受講無料。申込方法など詳しくは問合せ先へ

■シルバー人材センター ■63-6800



**パソコンの基本操作と
応用講座 受講者募集**

日程 令和3年1月24日・2月14日・28日、

3月14日・28日 全て日曜日

○Word編とExcel編あり。各全5回。

時間

Word編 午前9時15分～午後0時45分

Excel編 午後1時30分～5時

場所 勤労者福祉会館（夏見）

対象 高校生以上の人 定員 各20人

※先着順。応募が少ない場合中止

参加費 Word編とExcel編各5,000円（全5回分）※別途テキスト代必要

持ち物 ノートパソコン（マイクロソフトoffice2013以上） 申込 令和3年1月8日㈮までに電話で問合せ先へ

○実践講座（差し込み文書、IF関数など）も、3月頃に予定しています。

■市母子寡婦福祉会（藤原）

■090-7603-5634



**都市計画変更案などの
縦覧を行います**

▼さつき台、つつじが丘、八幡工業団地における名張都市計画用途地域・地区計画の変更

縦覧期間 12月11日㈮～25日㈮

（平日午前8時30分～午後5時15分）

縦覧場所 市役所4階都市計画室（市ホームページにも掲載）

※案に意見のある人は、意見書を出せます（提出先：〒518-0492鴻之台1-1都市計画室／12月25日㈮必着）。

上記の都市計画変更案に関連し、用途地域の指定のない区域内における建築形態制限の変更案についても縦覧を行います。

縦覧期間 12月11日㈮～25日㈮

（平日午前8時30分～午後5時15分）

縦覧場所 市役所4階 都市計画室、県庁4階 建築開発課、県伊賀庁舎6階 伊賀建設事務所 建築開発室

※案に意見のある人は、意見書を出せます（提出先：〒514-8570津市広明町13県建築開発課／12月25日㈮必着）。

■都市計画室 ■63-7764



地域ぐるみで飲酒運転にNO！

■都市計画室 ■63-7749

市では、昨年9月に「飲酒運転根絶に関する条例」を制定しています。
「飲酒運転は絶対にしない、させない、ゆるさない」という強い自覚を持って地域ぐるみで飲酒運転を根絶させましょう。

酒類提供事業者は…

○酒類を提供・販売した人の帰宅方法を確認するなどして飲酒運転を防止



運転者は…

○飲酒の際は、公共交通機関や運転代行業などを利用する

○深夜遅くまでの飲酒は、翌朝もアルコールが体内に残っていると自覚する



**ハンドルキーパー運動
にご協力ください**

「複数で飲食店に行く場合、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が自動車の運転をして仲間を安全に自宅まで送り届ける」という飲酒運転を防止する運動です。

★飲酒を伴う懇親会などは、新型コロナウイルスへの感染に十分注意してください（8ページ関連記事）

家庭や職場、学校で…

○飲酒運転の危険性や責任の重大さを話し合う
○飲酒運転の悪質性・危険性を理解させる研修などを実施
○職場においてトップ自らが声を上げる
○飲酒が予想される会合は帰宅方法を確認するなどして飲酒運転を防止

名張ケンコー！マイレージ

旧ポイントカード利用は
12月末まで！



オレンジ色の旧ポイントカードには、「有効期限はありません」と記載されていますが、交換利用は令和2年12月末までとなります。

○新ポイントカード（緑色）への合算はできません。
○詳しくは、市ホームページをご覧ください。

■健康・子育て支援室 ■63-6970

